

八戸市危険ブロック塀等安全対策支援事業 よくある質問

Q1	ブロック塀等の耐震診断にかかる費用は補助の対象となるか。
A1	なりません。 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものに行う耐震改修工事等に要する経費が補助の対象となります。
Q2	市で耐震診断を行っているか。
A2	市では耐震診断を行っていません。
Q3	避難路に面していない隣地境界のブロック塀等は補助対象か。
A3	補助対象ではありません。
Q4	所有しているブロック塀等が補助対象か確認したい。
A4	市ホームページに掲載している本事業のチェックリストをご確認ください。 わからない場合は、都市整備部建築指導課建築指導グループへお問い合わせください。 (TEL : 0178-43-9137)
Q5	すでに耐震改修工事等を行ったブロック塀は補助を受けられるか。
A5	受けられません。 工事の契約前に申請する必要があります。
Q6	工事の見積をとったが、この金額は妥当か。
A6	見積金額については判断できかねます。 なお、補助金額は「耐震改修工事等に要する費用の額」と「1m当たり80,000円を補助対象塀の総延長に乗じた額」のいずれか低い額に2/3を乗じた額（1,000円未満切捨て）とし、240,000円が上限です。